

詳しくは福祉室まで

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金



国では「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として対象世帯に対し、一世帯当たり10万円の現金給付を行います。

▼対象

①基準日(令和3年12月10日)時点で町に住所を有し、世帯全員が住民税均等割が非課税である世帯

②申請時点で新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年1月以降に家計が急変した世帯で、世帯全員が住民税均等割が非課税である世帯と同様と認められる世帯

▼申請

対象①の場合

対象世帯に個別で通知を送ります。必要事項を記入・確認し、通知に同封した返信用封筒で返送してください。

対象②の場合

給付の受け付けは、2月16日☎からです。審査の結果、対象にならない場合もあります。申請書は町ホームページからダウンロードできます。

▼問い合わせ先

介護福祉課 福祉室
☎26・2246(直通)

お気軽にご相談ください

人権擁護委員の委嘱



1月1日付で、法務大臣から今成敦子さん、小林祐司さんが委嘱されました。任期は3年です。委員は、主に、人権相談を受けることや、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。毎月第2木曜日には、老人

福祉センターで人権相談を受けています。

新任 今成敦子さん(大久保)

再任 小林祐司さん(上野田)

退任 中島信好さん(大久保)

▼問い合わせ先

介護福祉課 福祉室
☎26・2246(直通)

委員を募集します

吉岡町国民健康保険事業運営協議会委員



町国民健康保険事業の運営に関する事項について協議する委員を募集します。

▼募集人員

①吉岡町国民健康保険被保険者代表 2人

②被用者保険等被保険者代表(国民健康保険以外の社会保険などに加入している人) 1人

▼募集要件(全てに該当する人)

●町に住所を有する人

●昭和27年4月2日〜平成14年4月1日に生まれた人

●町の他の委員会の委員を3つ以上兼務していない人

▼任期 3年(令和4年度〜令和6年度)

▼報酬

1回当たり4,400円

▼会議の開催 年2回程度

▼応募・選考方法

応募用紙窓口または町ホームページからダウンロード)に必要な事項を記入し、持参または郵送で応募してください。原則書類選考です。面接を行う場合があります。

※提出書類は返還できません。

▼締切 3月18日☎

▼提出・問い合わせ先

住民課 住民保険室
☎26・2249(直通)

雪の季節です! 情報の入手方法の確認を

よしおかほっとメール

登録すると、スマホやパソコンに防災・防犯情報やくらしの情報などが配信されます。

URL

<https://service.sugumail.com/yoshioka/member/>

登録はこちら

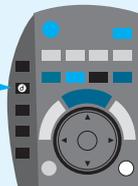
URLを入力またはQRコードを読み取るか、t-yoshioka@sg-m.jpへ空メールを送信してください。



テレビリモコン「d」ボタン

地上デジタル放送テレビのデータ放送を通じて、気象情報・雨量情報・水位情報のほか、町が発信する避難情報などをいち早く見ることができます。

「d」ボタン



問い合わせ先

総務課 安全安心室 ☎26-2243(直通)

今月の納税

国民健康保険税
介護保険料
後期高齢者医療保険料

…8期

納期限 令和4年2月28日(月)

コンビニエンスストア、スマホ決済アプリでも納付できます。また、便利で確実な口座振替もご利用ください。



▲新明治第2学童クラブ完成イメージ

町の地方創生の取り組みにかかる企業版ふるさと納税として、株式会社エゴ計画(代表取締役 井上綱隆氏)様より100万円の寄付をいただきました。

いただいた寄付金は、一人ひとりが輝き、生き生きと暮らせるまちをつくる事業として行う「新明治第2学童クラブ新設事業」にかかる費用に充てさせていただきます。

企業版ふるさと納税

株式会社エゴ計画様より寄付

企業版ふるさと納税で吉岡町を応援してください



企業版ふるさと納税とは、国の認定を受けた町の地方創生プロジェクトに対して企業が寄付を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。最大で寄付額の約9割が軽減されます。

この制度を活用して町の取組を応援いただけます。詳しい内容や、町の地方創生プロジェクトについては、お問い合わせください。

なお、寄付いただくには、次の要件があります。

- 本社(税法上の主たる事業所または事務所)が吉岡町にない企業が対象です。
- 1回当たり10万円以上の寄付が対象です。
- 寄付企業への経済的な利益の供与は禁止されています。
- 寄付の対象期間は令和2年度から令和6年度までです。

▼問い合わせ先

企画財政課 企画室

☎26・2241(直通)

健康の保持・増進のため

人間ドック受診への補助金

人間ドックの受診を希望する人へ、申請により補助金を交付しています。

※町の健診を受けた場合、人間ドックへの補助金を受けることはできません。

▼対象

国民健康保険(国保)加入者
受診日現在1年以上国保の被保険者で、国保税を完納している人

※受診日現在30歳未満の人は対象になりません。

後期高齢者医療保険加入者

受診日現在町に住所があり、保険料を完納している人

▼医療機関

ご自身で選定

国民健康保険

会社の保険に加入する人やその人に扶養されている人、生活保護受給者などを除き、74歳以下の全ての人が入るもの。

後期高齢者医療保険

75歳以上の人、または65歳以上74歳以下で一定の障害があると認められる人が加入するもの。

▼助成金額

2万円
※健診料が2万円以下の場合
は支払った金額まで

▼申請方法

受診後、左記のものを住民保険室に持参してください。

- 人間ドック健診料の領収書
- 健診結果通知表
- 口座番号の分かるもの

▼申請期限

3月31日(木)

※人間ドックの予約が取れないなど、期間中に申請ができないと思われる場合は、あらかじめ相談してください。

▼申請・問い合わせ先

住民課 住民保険室

☎26・2249(直通)

